令和８年度 **後期**

防 火 管 理 講 習 案 内

名古屋市消防局

消防法第８条により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理権原者（建物の所有者、賃借人など）は、建物の用途、規模及び収容人員に応じて**防火管理者**を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

名古屋市消防局では、対面で講師の講義を受講する「**集合型講習**」とパソコンやスマートフォン等で動画を視聴し講義を受講する「**オンライン型講習**」の２種類の講習を実施しています。

防火管理者には資格が必要です

◇ 防火管理者に求められる地位

防火管理者となる方は、『**防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする**』と消防法施行令第３条において規定されています。

◇ 防火管理者に必要な法的資格

消防機関等が実施する防火管理講習の修了者又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの等でなければ、防火管理者として選任することができません。

各防火管理講習の受講対象者

甲種新規 甲種防火管理新規講習

◎ 養護老人ホーム等の社会福祉施設など、自力避難が困難な方が利用し、就寝を伴う施設又はそれらを含む建物で、建物全体の収容人員が **10 人以上**の関係者
◎ 飲食店、ホテル、病院、物品販売店など不特定多数の方が出入りする建物で、建物全体の収容人員が **30 人以上**、かつ、延べ面積が **300 ㎡以上**（甲種防火対象物という。）の関係者
◎ 工場、事務所、共同住宅などの建物で、建物全体の収容人員が **50 人以上**、かつ、延べ面積が **500 ㎡以上**（甲種防火対象物という。）の関係者

乙種 乙種防火管理講習

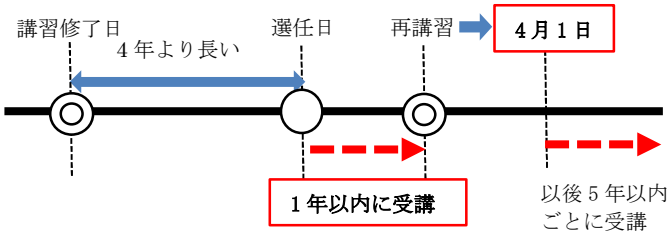
◎ 乙種防火対象物（延べ面積が甲種防火対象物未満のものをいう。）の関係者
◎ 甲種防火対象物に入居するテナント等のうち次のいずれかに該当するもの ・養護老人ホーム等で収容人員が **10 人未満**のもの ・飲食店、物品販売店など不特定多数の方が出入りするもので収容人員が **30 人未満**のもの ・事務所、倉庫などで収容人員が **50 人未満**のもの

※ **乙種防火管理講習の対象者であっても、甲種防火管理新規講習を受講することができます。**

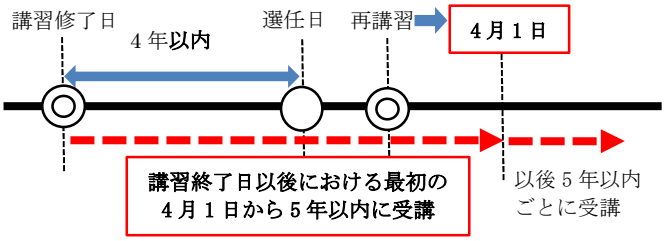
甲種再 甲種防火管理再講習

不特定多数の方が出入りする建物及びこれらの施設を含む建物等のうち、建物全体の収容人員が 300 人以上、かつ、甲種防火管理者の選任を必要とする建物又はテナントで、防火管理者に選任されている甲種防火管理新規講習修了者が受講対象者です。

① 甲種防火管理新規講習（再講習を含む。）の修了日から、防火管理者に選任された日までの期間が４年より長い場合は、選任された日から１年以内に、再講習を受講しなければなりません。
また、以後直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の４月１日から５年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。



② 甲種防火管理新規講習（再講習を含む。）の修了日から、選任された日までの期間が４年以内の場合は、講習修了日以後における最初の４月１日から５年以内に再講習の受講が必要です。
また、以後直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の４月１日から５年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。



※ テナントが複数あるなど、管理権原が分かれている建物は、各テナント部分についても管理権原ごとに防火管理者が必要です。小規模テナント等で乙種防火管理者の選任でよい事業所の防火管理者は、甲種防火管理再講習の受講義務はありません。

集合型講習

講　習　日　程

【甲種防火管理新規講習】（定員 322 人）

◎　講習日数は 2 日です。連続して 2 日間受講しなければなりません。
◎　講習 1 日目の受付時に受講料として 5,900 円（手数料※2,400 円(非課税)、資料費 3,500 円（消費税等を含む。））が必要です。
◎　受付時間　午前 9 時から午前 9 時 30 分、講習時間 ｛1 日目：午前 9 時 30 分から午後 4 時 10 分
　　2 日目：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分
　　昼休憩：午前 11 時 50 分から午後 0 時 50 分

回数	実　施　月　日	申込締切日
第 7 回	令和 8 年12月 2 日(水)及び同年12月 3 日(木)	令和 8 年11月17日（火）
第 8 回	令和 9 年 1 月18日(月)及び同年 1 月19日(火)	令和 9 年 1 月 3 日（日）
第 9 回	令和 9 年 2 月 8 日(月)及び同年 2 月 9 日(火)	令和 9 年 1 月24日（日）
第10回	令和 9 年 3 月 8 日(月)及び同年 3 月 9 日(火)	令和 9 年 2 月21日（日）

【乙種防火管理講習】（定員 187 人）

◎　講習日数は 1 日です。
◎　講習当日、受付時に受講料として 5,200 円（手数料※　2,200 円(非課税)、資料費　3,000 円（消費税等を含む。））が必要です。
◎　受付時間　午前 9 時から午前 9 時 30 分、講習時間　午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分（昼休憩：午前 11 時 45 分から午後 0 時 45 分）

回数	実　施　月　日	申込締切日
第 3 回	令和 8 年10月 6 日(火)	令和 8 年 9 月21日（月）
第 4 回	令和 8 年12月10日(木)	令和 8 年11月25日（水）
第 5 回	令和 9 年 2 月 4 日(木)	令和 9 年 1 月20日（水）

【甲種防火管理再講習】（定員 48 人）

◎　講習日数は半日（午後）です。
◎　講習当日、受付時に受講料として 3,200 円（手数料※　1,500 円(非課税)、資料費　1,700 円（消費税等を含む。））が必要です。
◎　受付時間　午後 1 時から午後 1 時 30 分、講習時間　午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分

回数	実　施　月　日	申込締切日
第 6 回	令和 8 年10月19日(月)	令和 8 年10月 4 日（日）
第 7 回	令和 9 年 1 月14日(木)	令和 8 年12月30日（水）
第 8 回	令和 9 年 2 月 1 日(月)	令和 9 年 1 月17日（日）
第 9 回	令和 9 年 3 月 2 日(火)	令和 9 年 2 月15日（月）

※　手数料とは、名古屋市消防関係事務手数料条例に定める手数料をいいます。

集合型講習受講申込み手続き

◇　受講者要件

防火管理者に選任される事業所において管理的又は監督的地位の方

※定員を超える申込みが見込まれる際には、名古屋市に在住の方又は名古屋市内の事業所において防火管理者に選任される方を優先させていただく場合がありますのでご了承ください。

◇　受講申込み

①　窓口申込み

名古屋市内各消防署及び消防署出張所並びに名古屋市消防局予防部予防課（中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市役所本庁舎 1 階）に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

・受付時間　　午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分
・消防署出張所は出動等で無人となる場合があります。その際は、受付ができませんのでご了承ください。
・名古屋市消防局予防部予防課は、名古屋市役所の開庁日のみの受付となります。

② 名古屋市電子申請サービスから申込み又は郵送による申込み

名古屋市公式ウェブサイトに、申込方法を掲載しておりますので、案内に従ってお申込みください。

※受講が必要な講習種別に関するお問い合わせ等は、事業所が存する区の消防署予防課にご相談ください。

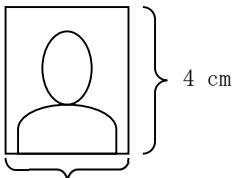
◎ 名古屋市電子申請サービスはスマートフォン等からでも利用できます。
名古屋市公式ウェブサイト（防火・防災管理講習の電子申請について）
https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/404-39-1-1-0-0-0-0-0-0.html

◇ 写 真

受講者の写真（写真データを普通紙に印刷したものも可）が1枚必要です。

※名古屋市電子申請サービスから申込みをされる場合は、申請フォームに従って写真データを添付してください。

《写 真》



- サイズ　縦4cm、横3cm
- 受講申込み前6ヶ月以内に撮影したもの
- 正面上三分身像、無帽で、本人と識別できるもの
- 裏面に氏名、生年月日を記入すること

◇ 再講習の受講申込みの際に必要となるもの

甲種防火管理再講習の受講申込みの際には、甲種防火管理新規講習の修了証（写し）又は甲種防火管理再講習の修了証（写し）を持参してください。

◇ 甲種防火管理新規講習の一部受講免除

次に掲げる方は、講習科目の一部受講免除の申請をすれば、該当する科目の受講が免除されます。

- 消防設備点検資格者講習の既習者
- 自衛消防業務講習の既習者

申請の方法等、詳細は次頁の名古屋市消防局予防部予防課又は消防署予防課までお問い合わせください。

※講習科目の一部受講免除の申請には、該当講習の資格者免状又は修了証の写しの提出が必要です。講習申込みの際にお持ちください。

集合型講習の注意事項

◇ 申込み上の注意事項

◎ 受講申込みは、各申込締切日まで受付します。ただし、定員になり次第受付を締め切ります。

◎ 受講申込書は、申込みをされた講習日に限り有効です。日程を変更する場合は、再度お申込みください。

◎ 既納の手数料は返還いたしませんので、ご了承ください。

◎ 都合により欠席される場合は、申込み先まで早急に連絡してください。なお、受講申込書の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

◇ 受講上の注意事項

◎ 受講は申込者本人に限ります。

◎ 受付後、指定された席に着いてください。（指定された席に着いていない場合は欠席となります。）

◎ 遅刻、欠講は認めません。

◎ 受講当日は、受講票、筆記用具、本人確認書類、受講料※を持参してください。

※受講料の支払いは当日現金のみです。受付時の混雑防止のため、釣銭が出ないようご用意ください。

◎ 実技講習には、放水を伴う消火体験等がありますので服装等にご配意ください。（甲種防火管理再講習を除く。）

◎ 昼食は近くの飲食店をご利用ください。なお、お弁当をご持参の方は昼食会場が利用できます。（ただし席数に限りがあります。）

オンライン型講習

講　習　日　程

【甲種防火管理新規講習】（定員 300 人）

◎　オンデマンド講習動画を視聴していただいた後、午前または午後の約 2 時間の実技講習を受講していただきます。
◎　申込時に、受講料として 7,120 円（手数料※　2,400 円(非課税)、資料費・郵送費等　4,720 円（消費税等を含む。））が必要です。
◎　実技講習受付時間　午前の部：午前 9 時から午前 9 時 30 分　　午後の部：午後 1 時から午後 1 時 30 分

回数	講習動画視聴期間	実技講習実施日	申込締切日
第 2 回	令和 8 年10月15日(木) ～令和 8 年10月29日(木)	令和 8 年10月30日（金）　9:30～11:50	令和 8 年 9 月28日（月）
		令和 8 年10月30日（金）13:30～15:50	
第 3 回	令和 9 年 2 月12日(金) ～令和 9 年 2 月26日(金)	令和 9 年 3 月 1 日（月）　9:30～11:50	令和 9 年 1 月25日（月）
		令和 9 年 3 月 1 日（月）13:30～15:50	

【乙種防火管理講習】（定員 200 人）

◎　オンデマンド講習動画を視聴していただいた後、午前または午後の 1 時間の実技講習を受講していただきます。
◎　申込時に、受講料として 6,420 円（手数料※　2,200 円(非課税)、資料費・郵送費等　4,220 円（消費税等を含む。））が必要です。
◎　実技講習受付時間　午前の部：午前 10 時 30 分から午前 11 時　　午後の部：午後 1 時から午後 1 時 30 分

回数	講習動画視聴期間	実技講習実施日	申込締切日
第 2 回	令和 8 年10月30日(金) ～令和 8 年11月13日(金)	令和 8 年11月16日（月）11:00～12:00	令和 8 年10月 8 日（木）
		令和 8 年11月16日（月）13:30～14:30	

【甲種防火管理再講習】（定員 100 人）

◎　講習はすべてオンデマンド講習動画になります。実技講習はありません。
◎　申込時に、受講料として 4,640 円（手数料※　1,500 円(非課税)、資料費・郵送費等　3,140 円（消費税等を含む。））が必要です。

回数	講習動画視聴期間	申込締切日
第 2 回	令和 8 年11月10日(火)～令和 8 年11月17日(火)	令和 8 年10月22日（木）

※　手数料とは、名古屋市消防関係事務手数料条例に定める手数料をいいます。

オンライン型講習受講申込み手続き

◇　受講者要件

防火管理者に選任される事業所において管理的又は監督的地位の方

※定員を超える申込みが見込まれる際には、名古屋市に在住の方又は名古屋市内の事業所において防火管理者に選任される方を優先させていただく場合がありますのでご了承ください。

◇　受講申込み

下記講習サイトからお申込みください。

◎　防火・防災管理オンライン型講習サイト
https://x.gd/jg3DU

※申込みは講習サイトからのみ可能です。電話及び窓口でのお申し込みはできません。

◇　再講習の受講申込みの際に必要となるもの

甲種防火管理再講習の受講申込みの際には、甲種防火管理新規講習の修了証又は甲種防火管理再講習の修了証の写真データもしくはスキャンしたデータを添付していただく必要があります。

オンライン型講習の注意事項

◇　申込み上の注意事項

◎　受講申込みは、各申込締切日まで受付します。ただし、定員になり次第受付を締め切ります。
◎　申込みをするには、オンライン講習システムにて利用者登録が必要です。
◎　登録時に設定したメールアドレス、パスワードを忘れないようにご自身で控えておいてください。
◎　受講申込申請の承認や受講に係る確認事項等についてご連絡しますので、【no-reply@manaable.com】からのメールが迷惑メール等に振り分けられないよう、設定を確認し、受信できるようにしておいてください。
◎　講習科目の一部免除の申請はできませんので、一部免除を希望する方は集合型講習をお申込みください。
◎　申込み時に免許証等本人確認ができる書類を添付する必要があります。
◎　受講料はキャッシュレス決済（クレジットカード、銀行振込、コンビニ振込）による前払いにてお支払いいただきます。
◎　受講料の支払い後は講習のキャンセル、変更及び返金ができません。
◎　オンライン型講習は領収書が発行できません。領収書が必要な場合は、集合型講習をお申込みください。
◎　オンライン型講習のテキスト等は、受講申込み締め切り後、お申込みの際に指定していただく住所あてに送付します。
◎　講習の受講には、「内側カメラ付き」又は「外付け型カメラ」を備えたPC、タブレット、スマートフォン等が必要です。また、受講に係る、通信料（約15～20GB）は受講者負担となります。LAN環境やWi-Fi環境等での受講を推奨します。

◇　講習動画視聴上の注意事項

◎　受講は申込者本人に限ります。顔認証システムにより、受講者本人が認識されない場合、講習動画の再生ができません。
◎　一部講義では、講習動画の視聴終了後に「確認テスト」をオンライン上で受講する必要があります。全問正解しないと次の動画の視聴ができません。（確認テストは何度も受講することができます。）
◎　甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習は、全講習動画の視聴終了後に「効果測定」をオンライン上で受講し、一定割合以上正答し、合格する必要があります。（効果測定は何度も受講することができます。）（甲種防火管理再講習に効果測定はありません。）
◎　視聴期間内に、すべての講習動画の視聴が完了し、効果測定の合格が確認できない場合は、実技講習の受講及び修了証のお渡しができません。
◎　動画の視聴期間の延長はできません。
◎　甲種防火管理再講習は、視聴期間終了後に郵送にて修了証を送付します。

◇　実技講習受講上の注意事項

◎　受講は申込者本人に限ります。
◎　遅刻、欠講は認めません。
◎　実技講習の持ち物は、テキストを送付する際に併せてお知らせします。ご確認の上、持参してください。
◎　甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習は実技講習終了後に会場にて修了証をお渡しします。
◎　実技講習には、放水を伴う消火体験等がありますので服装等にご配意ください。
◎　都合により実技講習の受講ができなくなった場合は、下記メールアドレスあてに早急に連絡してください。

名古屋市消防局予防部予防課　メールアドレス：00yobo@fd.city.nagoya.lg.jp

主な講習内容（集合型講習・オンライン型講習共通）

◇　甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習

◎　防火管理制度、消防計画・自衛消防活動、防火管理台帳の活用、消防用設備等の取扱い（実技講習）

◇　甲種防火管理再講習

◎　おおむね過去５年間における防火管理に関する法令改正の概要　◎　火災事例等の研究

※講習は名古屋市消防局の委託機関である、一般財団法人日本消防設備安全センターが実施します。

講習会場（集合型講習・オンライン型講習実技講習）

伏見ライフプラザ　（名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号）

◇甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習

６階　防火管理研修センター　（受付、実技講習会場）

５階　鯱城ホール　（講習会場）

◇甲種防火管理再講習

６階　防火管理研修センター　（受付、講習会場）

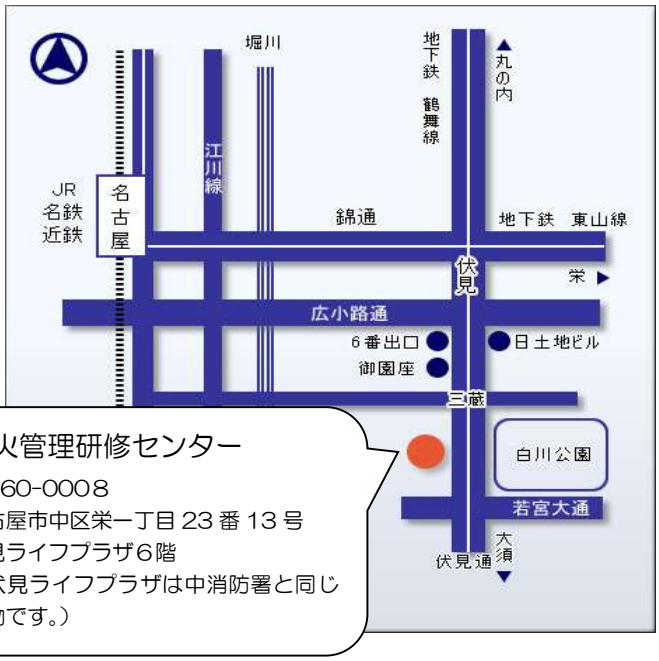
【 交通機関 】

地下鉄　東山線又は鶴舞線『伏見駅』下車

※専用の駐車場、駐輪場はありませんので、
公共交通機関をご利用ください。

【 講習当日の連絡先 】

防火管理研修センター 電話番号 052 - 223 - 0129



講習の中止等

気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して開催を中止等する場合の緊急情報は、講習開始までに、名古屋市公式ウェブサイト及び一般財団法人日本消防設備安全センター名古屋事務所のホームページへ掲載いたします。

◎名古屋市公式ウェブサイト　https://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000008230.html

◎日本消防設備安全センターホームページ（名古屋事務所）https://www.fesc.or.jp/nagoya/

名古屋市公式ウェブサイト
（防火・防災管理に関する講習のご案内）

所在地・お問い合わせ先

お問い合わせは、下記消防署予防課又は名古屋市消防局予防部予防課（Tel:052-972-3542）までお願いします。

消防署	所　在　地	電　話
千種	千種区希望ヶ丘２丁目６番 21 号	052-764-0119
東	東区筒井一丁目８番 30 号	052-935-0119
北	北区萩野通２丁目１番地	052-981-0119
西	西区児玉二丁目 25 番 22 号	052-521-0119
中村	中村区大宮町１丁目 53 番地	052-481-0119
中	中区栄一丁目 23 番 13 号	052-231-0119
昭和	昭和区御器所通２丁目 16 番地の１	052-841-0119
瑞穂	瑞穂区北原町３丁目 17 番地	052-852-0119

消防署	所　在　地	電　話
熱田	熱田区高蔵町４番９号	052-671-0119
中川	中川区高畑一丁目 224 番地	052-363-0119
港	港区千鳥一丁目 11 番 19 号	052-661-0119
南	南区桜本町 24 番地	052-825-0119
守山	守山区西新 11 番８号	052-791-0119
緑	緑区滝ノ水四丁目 2007 番地	052-896-0119
名東	名東区野間町 40 番地	052-703-0119
天白	天白区原五丁目 2506 番地	052-801-0119